

## ノートルダム清心女子大学動物実験委員会規則

- 第1条 ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）における動物実験を立案し、実施する場合に必要な事項を審議するため、ノートルダム清心女子大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- （1）動物実験の研究者である教員 1名
  - （2）実験動物に関する知識を有する教員 1名
  - （3）その他学識経験を有する教員 若干名
- 2 委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。
- 3 委員会の委員長及び委員は学長が任命する。
- 第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員長に事故があった場合は、委員長代理を置き、その職務を代行する。
  - 3 委員長代理は、委員の互選によって定める。
- 第5条 委員会は、次に掲げる事項を検討又は審議する。
- （1）動物実験計画及び実施に関する事項
  - （2）動物飼育に関する事項
  - （3）その他実験動物に関する事項
- 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 第8条 委員会の事務は、本学事務部において処理する。
- 第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。
- 第10条 この規則の改廃は、委員会の議を経て、評議会で行う。

### 附 則

この規則は、平成18年11月15日から施行する。